



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*16	市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	1
*17	市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
*18	市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
*19	市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	6
*20	市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	6
*21	市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	7
*22	市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	7
*23	市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8
*24	へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則	8

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第34号。以下「改正条例」という。)附則第3項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした職員
- (2) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号)第39条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号)第10条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの
 - ア 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ウ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - エ 地公法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - オ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間
 - カ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間

- キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- ク 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- ケ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

- (3) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (4) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。）をした職員
- (5) 切替日以降に教育委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第2条 切替日の前日から引き続き市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）別表第1から別表第3までの給料表（以下「市町村立学校職員給与条例給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合においては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用

職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合 教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第5項の規定による給料の支給)

第3条 人事交流等職員（切替日以降に、市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第4条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第16条の2第2項」を「第16条の2第1項」に改める。

別表第2の2イ中「78,000円」を「75,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）附則第6項の表に規定する教育委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

3 平成30年10月1日までの間における第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「在勤していた場合」とあるのは「在勤していた場合（条例第16条の3第1項の異動等前の支給割合に係る教育委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る条例第16条の2第2項各号に定める割合が改定されたときを含む。）」と、同条第2項中「までの間」とあるのは「までの間（以下この項において「対象期間」という。）」と、「条例第16条の2第2項各号に掲げる割合」とあるのは「条例第16条の2第2項各号に掲げる割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

50		49		75		74		21		20
51		50		75		74		21		20
52		50		75		74		22		21
53		51		75		74		22		21
53		51		76		74		23		21
54	を	52	に、	76	を	74	に、	23	を	22
54		52		76		74		24		22
55		53		76		74		24		22
55		54		76		74		25		22
56		55		77		74		25		22
56		55		77		74		26		23
56		55		77		74		26		23
56		55		77		74		27		23

149		77		149		74		150		74
149		77		151		75		152		75
149		77		153		75		154		75
149		77		155		75		156		76
149		77		157		76		157		76

別表第7イの表中

58	57
----	----

34	33	58	57
35	34	58	57
36	34	58	57
37	35	58	57
37	35	59	58
38	36	59	58
38	36	59	58
39	37	60	58
39	38	60	58
40	39	60	59
		60	59
		60	59
		61	59
		61	59
		61	59
		61	59
			59
			59
			59
			59
			60
			60
			60

を に、 を に、 を に改め、

別表第7ウの表中

33	34
34	35
34	36
35	37
35	37
36	38
36	38
37	39
38	39
39	40
40	40
41	41
41	41
41	42
42	42
42	43
42	43
43	44
43	44
43	45
44	45

を に改める。

44	46
44	46
45	47
45	47
46	48
46	48
47	49

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

149号給		7,100			を に改める。
149号給から152号給まで		7,100			
153号給から156号給まで		7,100			
157号給		7,100			

別表第2中

7,100	を	7,100	に改める。
		7,100	
		7,100	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受ける給料月額」の次に「（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。次項及び次条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同項第3号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同項第4号中「2万4,000円」を「2万6,000円」に改め、同項第5号中「3万円」を「3万3,000円」に改め、同項第6号中「3万5,000円」を「3万8,000円」に改め、同項第7号中「4万円」を「4万3,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「4万5,000円」を「4万8,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円

(10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

第5条第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に改め、「から」の次に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なったこと又は採用」に改め、「適用」の次に「又は採用」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）附則第6項の表に規定する教育委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

和歌山県教育委員会規則第22号

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「和歌山県教育委員会規則第2号」の次に「。以下「単身赴任手当規則」という。」を、「該当する職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定

により採用された職員を除く。) 」を加え、「同項第2号」を「単身赴任手当規則第5条第3項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第1項中「条例第17条の6第2項」を「条例第17条の6第3項第1号」に改め、「第5号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、同条第2項中「条例第17条の6第2項ただし書」を「条例第17条の6第3項第1号」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第17条の6第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 1種 4,000円
- (2) 2種及び3種 3,000円
- (3) 4種及び5種 2,000円

2 条例第17条の6第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員（同条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第23条」を「第21条」に改める。

別表第3田辺市の部2級の項中	「近野小学校 龍神小学校 三川小学校 近野中学校」	を	「近野小学校 龍神小学校 近野中学校」	に改め、
----------------	------------------------------------	---	---------------------------	------

日高郡の部1級の項中	「川原河小学校 清川小学校 美山中学校 清川中学校」	を	「川原河小学校 清川小学校 美山中学校」	に改める。
------------	-------------------------------------	---	----------------------------	-------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。